# 武蔵野市文化振興基本方針(仮称) 中間のまとめ(案)

平成30年〇月 武蔵野市文化振興基本方針策定委員会

# 目 次

1 基本方針策定の目的	I	基本方針策定の趣旨	. 1
3 基本方針の位置づけ 4 基本方針の期間 4 4 基本方針の期間 4 4 基本方針の期間 5 1 国の動向 5 1 国の動向 5 1 国の動向 5 1 市制施行前 6 1 市制施行前 6 2 市制施行後 7 1 財 市の文化をめぐる現状と課 1 現状 8 (1) 利便性が高く、緑豊 (2) 特色のある3駅圏 (3) 多彩な文化関連 (4) 市民活動を基軸 (5) 民間事業者に (6) 文化行政の厨 2 課題 13 (1) 施設の老材 (2) 文化事業 (3) まちの態 V 基本方針 1 目標 17 2 基本 17 17 17 17 17 18 18 18 19 17 17 17 17 17 18 18 18 19 17 17 17 17 18 18 19 18 19 18 19 18 19 18 19 18 19 18 19 18 19 18 19 18 19 18 19 18 19 18 19 18 19 18 19 18 19 18 19 18 19 18 18 18 19 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	-		
【 文化施策を取り巻く動向 5 1 国の動向 5 2 東京都の動向 5 1 南の動向 5 2 東京都の動向 5 1 市制施行前 6 1 市制施行前 6 2 市制施行後 7 7 W 市の文化をめぐる現状と課 1 現状 8 (1) 利便性が高く、緑豊 (2) 特色のある3駅圏 (3) 多彩な文化関連は (4) 市民活動を基地 (5) 民間事業者に (6) 文化行政の厨 2 課題 13 施設の老材 (2) 文化事業 (3) まちの態 V 基本方針 1 日標 7 17 2 基本			
I 文化施策を取り巻く動向 5 1 国の動向 5 2 東京都の動向 5 II 武蔵野市の成り立ち 6 1 市制施行前 6 2 市制施行後 7 IV 市の文化をめぐる現状と課 8 1 現状 8 (1) 利便性が高く、緑豊 (2) 特色のある3駅圏 (3) 多彩な文化関連 (4) 市民活動を基軸 (5) 民間事業者に (6) 文化行政の厨 2 課題 13 (1) 施設の老材 (2) 文化事業 (3) まちの敷 17 I 目標 17 I 目標 17 I 手標 17 I 手標 17 I 手標 17 I 手がの推進にあたって 18 方針の推進にあたって 20 方針の推進にあたって 20 「方針の推進にあたって 20 「方針の推進にあたって 20 「対針の推進にあたって 25 「1) 連携のための体制作り 20 「25 文化事業団の機能の拡充 25 「26 文化事業団の機能の拡充 25 「27 ストラー・ストラー・ストラー・ストラー・ストラー・ストラー・ストラー・ストラー・			
1 国の動向 5 5	2	4 基本方針の期間	. 4
1 国の動向 5 2 東京都の動向 5 5 1	Π	文化施策を取り巻く動向/	. 5
■ 武蔵野市の成り立ち。 6 1 市制施行前 6 2 市制施行後 7  IV 市の文化をめぐる現状と課 8 1 現状 8 (1) 利使性が高く、緑豊 (2) 特色のある3駅圏 (3) 多彩な文化関連は 1 市民活動を基軸 (5) 民間事業者に (6) 文化行政の居 2 課題 13 (1) 施設の老材 (2) 文化事業 (3) まちの財 1 目標 17 2 基本の 17 VI 5つの 18 フ方針の推進にあたって 20 万針の推進にあたって 20 「対針の推進にあたって 20 「大力の推進にあたって 20 「大力の推進にあたって 20 「大力の推進にあたって 20 「大力の推進にあたって 20 「大力の推進にあたって 20 「大力の推進にあたって 20 「大力のが推進にあたって 20 「大力のが表現のでき役割に向けた展開 25		1 国の動向/	. 5
1 市制施行前 6 2 市制施行後 7 7	4	2 東京都の動向/	. 5
1 市制施行前 6 2 市制施行後 7 7	ш	武蔵野市の成り立ち	6
2 市制施行後			. O
IV 市の文化をめぐる現状と課			7
1 現状 8 (1) 利便性が高く、緑豊 (2) 特色のある3駅圏 (3) 多彩な文化関連 (4) 市民活動を基軸 (5) 民間事業者に (6) 文化行政の厨 2 課題 13 (1) 施設の老材 (2) 文化事業 (3) まちの慰  V 基本方針 1 目標 17 2 基本的 17 17 VI 5つの 18 方方 19 る環境をつくります 20 ます 19 な環境をつくります 20 ます 22 方針も たり方につい 22 方針の推進にあたって 22 (1) 連携のための体制作り 25 (1) 連携のための体制作り 25 (1) 連携のための体制作り 25 (2) 文化事業団の機能の拡充 (3) これからの文化施設が担うべき役割に向けた展開 25	•		. ,
(1) 利便性が高く、緑豊 (2) 特色のある3駅圏 (3) 多彩な文化関連 (4) 市民活動を基軸 (5) 民間事業者に (6) 文化行政の (2) 課題 13 (1) 施設の老材 (2) 文化事業 (3) まちの慰  V 基本方針 1 目標 17 2 基本的 17 17 VI 5つの 18 おけったのでは、 18 おけったのでは、 18 おけったのでは、 18 おけったのでは、 18 おけったのでは、 18 なり方について、 19 なります。 20		/············	. 8
(2) 特色のある3駅圏 (3) 多彩な文化関連 (4) 市民活動を基軸 (5) 民間事業者に (6) 文化行政の (2) 課題 13 (1) 施設の老材 (2) 文化事業 (3) まちの魅  V 基本方針 1 目標 17 2 基本的 17  VI 5つの 18 方 方 19 方 3環境をつくります 20 ます 22 方針4 まり方につい 20 VII 方針の推進にあたって 22 (1) 連携のための体制作り 20 (2) 文化事業団の機能の拡充 (3) これからの文化施設が担うべき役割に向けた展開 25			
(3) 多彩な文化関連 (4) 市民活動を基軸 (5) 民間事業者に (6) 文化行政の厨 2 課題 13 (1) 施設の老材 (2) 文化事業 (3) まちの財 V 基本方針 1 目標 17 2 基本り 17 VI 5つ0 18 方 方針の指達にあたって 20 大野の推進にあたって 20 (1) 連携のための体制作り 20 (2) 文化事業団の機能の拡充 (3) これからの文化施設が担うべき役割に向けた展開 25			
(4) 市民活動を基朝 (5) 民間事業者に (6) 文化行政の厨 2 課題 13 (1) 施設の老材 (2) 文化事業 (3) まちの財 V 基本方針 1 目標 17 2 基本り 17 VI 5つり 18 方 方 19		· · · · · · · · · · · · /	
(5) 民間事業者に (6) 文化行政の厨 2 課題 13 (1) 施設の老材 (2) 文化事業 (3) まちの慰 V 基本方針 1 目標… 17 2 基本り 17 VI 5つの 18 方 19 る環境をつくります 20 方針4 たり方につい 20 下針の推進にあたって 20 「対象の作制作り 20 (2) 文化事業団の機能の拡充 (3) これからの文化施設が担うべき役割に向けた展開 25			
(6) 文化行政の用 2 課題 13 (1) 施設の老材 (2) 文化事業 (3) まちの魅  V 基本方針 1 目標… 17 2 基本的 17  VI 5つ 18 方		= $-1$	
2 課題 13 (1) 施設の老材 (2) 文化事業 (3) まちの財  V 基本方針 1 目標 17 2 基本的 17  VI 5つ 18 方 方			
(1) 施設の老材 (2) 文化事業 (3) まちの慰  V 基本方針 1 目標 17 2 基本的 17  VI 5つ0 18 方			
(2) 文化事業 (3) まちの財 V 基本方針 17 1 目標 17 2 基本り 17 VI 5つ0 18 方 5 方 5 方針5 市民 20 ます 22 すまちにします 22 すまちにします 22 すまちにします 22 すまちにします 22 な等の連携の 20 XII 方針の推進にあたって 20 (1) 連携のための体制作り 25 (2) 文化事業団の機能の拡充 25 (3) これからの文化施設が担うべき役割に向けた展開 25			
▼ 基本方針			
1 目標 17 2 基本的 17 VI 5つ0 18 方	(3)	) まちの魅	
1 目標 17 2 基本的 17 VI 5つ0 18 方	7.7	# + + 4	_
2 基本的  VI 5つ0  方  方  方  方  方  方  方  方  方  方  方  方  方	V	Z-1-73-1/	/ 17
VI 5つ0	,		. / i 7
方 方 方 方針4 方針5 市民、 在り方につい 在り方につい (1) 連携のための体制作り 20 (2) 文化事業団の機能の拡充 (3) これからの文化施設が担うべき役割に向けた展開 25	4	2 <del>金</del> 个	,
方 方 方 方針4 方針5 市民、 在り方につい 在り方につい (1) 連携のための体制作り 20 (2) 文化事業団の機能の拡充 (3) これからの文化施設が担うべき役割に向けた展開 25	VI	5つd /1	8
たす 22 方針4 方針5 市民、		方/ たまず1	9
方針4 方針5 市民、 在り方につい (1) 連携のための体制作り 20 (2) 文化事業団の機能の拡充 (3) これからの文化施設が担うべき役割に向けた展開 25		/る環境をつくります2	20
方針5 市民、		<b>\$ ★ f</b>	
在り方につい 20 <b>WI 方針の推進にあたって</b> 25 (1) 連携のための体制作り 25 (2) 文化事業団の機能の拡充 (3) これからの文化施設が担うべき役割に向けた展開 25			22
<b>MI 方針の推進にあたって</b> 25 (1) 連携のための体制作り 26 (2) 文化事業団の機能の拡充 (3) これからの文化施設が担うべき役割に向けた展開 25		7.2	
(1) 連携のための体制作り 25 (2) 文化事業団の機能の拡充 (3) これからの文化施設が担うべき役割に向けた展開 25	τ <b>л</b> т	— · · · · /	
(2) 文化事業団の機能の拡充		/	J
(3) これからの文化施設が担うべき役割に向けた展開 25			
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

# I 基本方針策定の趣旨

# 1 基本方針策定の目的

文化芸術は、感動や共感も含め、人や社会とのつながりを実感させ、個人の生の充実や心の豊かさをもたらすとともに、近年では、コミュニティの形成に寄与するような社会的な価値を生み出すこともあります。また、新たな産業が集積して、経済的な価値を生み出すこともあるなど、様々な分野との関わりにより、課題解決の一助となり、まちの魅力を高めていくものであると考えられています。

「文化芸術基本法」においても、文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を 高めるとともに、人々の心のつながりや相互理解、多様性を受け入れることができる心 豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものとされています。

本市においては、これまで、市民の自発的なコミュニティ活動が行われ、様々な場面で市民の力や地域コミュニティの力が発揮され、市民文化が発展を遂げてきました。また、市全体では成熟したまちのイメージを誇り、落ち着いた街並み、身近に緑・文化・芸術に親しめる空間、回遊性の高い商業地の形成等により都市文化が形成され、まちの魅力として評価を得ています。

このようなこれまでの流れを踏まえつつ、芸術文化の振興により、市民文化・都市文化を醸成し、まちとしての魅力を高めていくために、今後の市における文化振興の方向性について示すことを目的として、本方針を策定します。

# 2 基本方針で用いる用語の説明

本市においては、これまで、優れた芸術文化を鑑賞、または、市民の芸術文化等の発表を行い、地域住民の心の豊かさを具現化する場として、武蔵野プレイスや市民文化会館等の施設を整備してきました。本方針では、これらの場から生まれるものだけでなく、市民生活の中で育まれた様々な文化の多様さを、本市における文化として捉え、くらしのうるおいやまちに活力を与えるものと考えます。

本方針で用いる用語についての、これまでの計画等における定義は、以下のとおりであり、本方針においても同様とします。

- ○文化]:『文化芸術は、最も広義の「文化」と捉えれば、人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観等、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味する。他方で、「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」という視点で捉えると、』(1)『豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるもの』、(2)『他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、共に生きる社会の基盤を形成するもの』、(3)『新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するもの』、(4)『科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するもの』、(5)『文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものであると言える。』(文化芸術の振興に関する基本的な方針(2次)より)
- ○芸術文化:『人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにするものであると同時に、社会 全体を活性化する上で大きな力となるものであり』、『音楽、演劇、舞踊、映画、アニメーション、 マンガ等』(文化庁ホームページより)
- ○<u>市民文化</u>:『音楽や絵画といった文化·芸術のほか、コミュニティ、食、生活様式、まちづくりや 景観にいたるまで、市民生活全般にかかわる有形無形の活動の集積の結果として生まれる成 果』(武蔵野市第五期長期計画より)
- ○<a href="https://www.minus.com/articles.

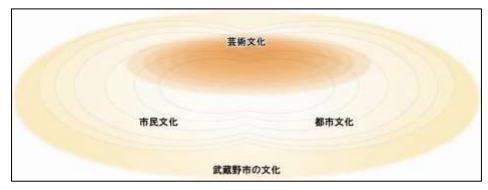


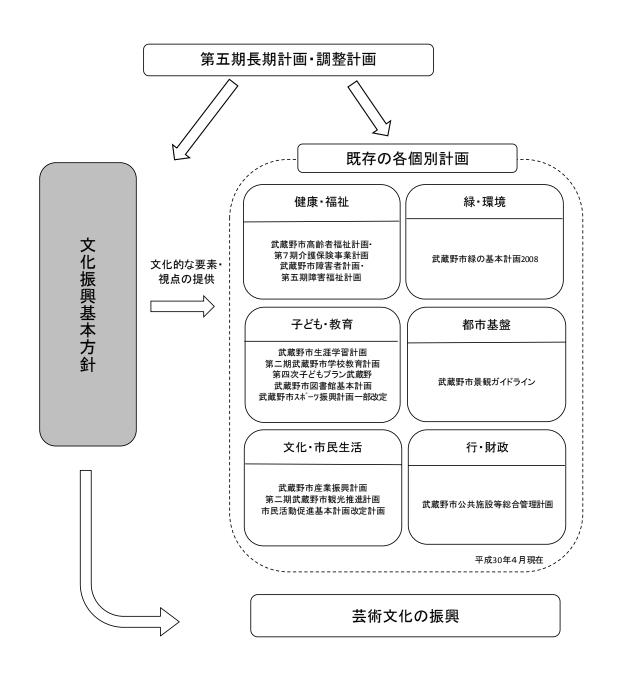
図:各用語の定義のイメージ

# 3 基本方針の位置づけ

本市の最上位計画である第五期長期計画・調整計画に基づき、市の文化振興の方向性を示し、今まで各個別計画では網羅できていなかった芸術文化の分野に焦点をあて、今後の方向性を示していきます。

また、今後の各個別計画の推進に、文化的な要素・視点を提供することにより、他分野と連携した文化施策の持続的な実施を進め、市としての一体的な文化振興の方向性を示していきます。

図表 1 市の計画との関連性

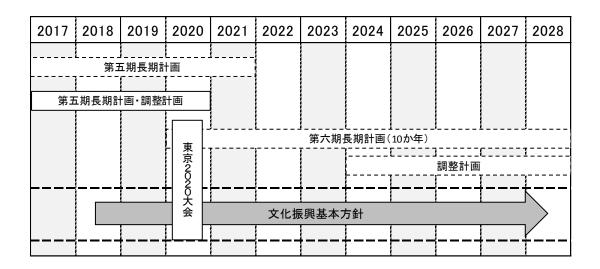


# 4 基本方針の期間

基本方針では、武蔵野市の文化、これからのまちの魅力を長期的な展望として構想しながら、その実現に向けて今後10年程度で取り組むべき中期的な方向性を示していく必要があります。スポーツの祭典であるとともに文化の祭典でもある「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」(以下「東京2020大会」という。)も視野に入れつつ、それ以後まで見据えた文化振興のあり方を検討します。

東京2020大会に向けては、スポーツを通じた感動体験の享受や市民の健康増進のみならず、市民文化の醸成や魅力的なまちづくり、そして共生社会の実現などの広い取り組みが求められています。武蔵野アール・ブリュット2018を開催するほか、ルーマニアのホストタウンとして、様々な文化・スポーツ交流も予定されています。

大きな節目となる東京2020大会終了後の環境の変化を踏まえて、本方針期間の中間年にあたる2013年には、本方針に基づき事業の振り返りを行い、方針の改訂を検討します。



# Ⅱ 文化施策を取り巻く動向

# 1 国の動向

平成29年6月、「文化芸術振興基本法」(平成13年12月7日施行)が改正され、「文化芸術基本法」が制定されました。この改正では、法の基本理念を改め、社会的・経済的弱者に対しての文化芸術の鑑賞環境の整備や、文化芸術に関する教育の重要性、観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野との有機的連携などが掲げられました。

平成29年12月には、文化と産業・観光等他分野が一体となって新たな価値を創出し、創出された価値が、文化芸術の保存・継承や新たな創造等に対して効果的に再投資されることにより、自立的・持続的に発展していくメカニズムを形成することを目的として「文化経済戦略」を策定しました。

そして、平成30年3月には、文化芸術政策の目指すべき姿や今後5年間の文化芸術政策の方向性を示すものとして、「文化芸術推進基本計画」が策定されました。

また、文化施設の役割についても、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(以下「劇場法」という。)(平成24年6月27日施行)及び、「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」(平成25年3月29日告示)において、文化芸術を継承し、創造し、発信する地域の文化拠点であるのみならず、全ての国民が心豊かな生活を実現する場であり、また社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する基盤であり、さらには地域コミュニティの創造と再生、国際文化交流の円滑化等への寄与が期待されることが示されました。

# 2 東京都の動向

平成27年3月に「東京都の芸術文化振興における基本指針」「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムの先導的役割」「国際的に発信する東京の文化政策の世界戦略」としての性格を持つ「東京文化ビジョン」が策定されました。

その中で、8つの文化戦略を立て、東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れながら、「東京の魅力発信」「あらゆる人が芸術文化を享受できる社会基盤を構築」し、「教育、福祉、地域振興等、社会や都市の課題に芸術文化の力を活用」するといった2020年を越えた取組についても明記しています。

# Ⅲ 武蔵野市の成り立ち

# 1 市制施行前

1657年(明暦3年)に発生した明暦の大火後、現在の水道橋駅付近の吉祥寺門前町や西久保城山町(現在の港区)から人々が移り住むとともに、開墾などにより、吉祥寺村、西窪村、関前村、境村の4村が形成されました。

1889年(明治22年)、この4村と井口新田飛地が合併し、武蔵野村が誕生しました。この年には現在の中央線である甲武鉄道が開通し、同年境停車場が、明治32年には吉祥寺停車場が開設され、村は発展していきました。

そして、1923年(大正12年)に発生した関東大震災では、比較的被害が少なく、都心と結ばれた中央線があったことから、多くの被災者が移り住み、郊外住宅地という様相を急速に強めていき、1928年(昭和3年)には武蔵野町になりました。

郊外住宅地は広がり、近郊農村から近郊都市へと変わっていく中で、昭和13年には、中島飛行機武蔵野製作所(後の武蔵製作所)が現在の市役所一帯に開設されたことで、町は急速に発展しました。

太平洋戦争が始まると中島飛行機武蔵野製作所(後の武蔵製作所)は、軍需工場として空襲の標的となり、周辺の民家も大きな被害を受けました。

# 2 市制施行後

昭和22年に武蔵野市制が施行され、昭和30年代には都営住宅や公団住宅が建設され、都心から緑を求めて、様々な地域から人々が移り住み、昭和32年には人口が10万人を突破しました。

急激な宅地化による緑の減少に対し、市民は、自ら地域の課題を発見し、より良いまちの姿を想像し、昭和40年代には、市民委員会制度を通じて、「武蔵野市民緑の憲章」を定めるなど、市民の高い意識と文化性を、まちづくりに反映させてきました。

昭和46年には、「武蔵野市基本構想・長期計画」が 策定され、「市民参加」「市民自治」の武蔵野方式\*の 基礎ができました。住民同士で、生活に必要な設備整 備を行政と協力し、時には意見を交わしあいながら主 体的に関わり、昭和50年代には市内に自前のごみ焼 却施設の建設計画を進めるなど、市民参加のまちづくり を実践してきました。また、既存の自治会・町内会組織



八幡町コミュニティセンター

ではないコミュニティセンター(以下「コミセン」という。)を核とした全く新しい住民組織を作り、今に至っています。

こうして市民が互いの知恵を出し、協力してきた歴史の流れの中、武蔵野市は、緑豊かで文化の香り漂う落ち着いた雰囲気とともに、多様な人々で構成されて、躍動感あふれる活動的なまちとして、今に至っています。

#### \* ≪ 武 蔵 野 市 方 式 に つ い て ≫

武蔵野市方式とは、市民参加、議員参加、職員参加による策定をはじめとする、下記のような、長期計画を中心とした計画的市政運営に関するシステムのことをいいます。

- 例) ○策定作業前に、地域生活環境指標の作成や 人口推計等の調査等を実施し公開するととも に、市政アンケートや市民意識調査による 市民ニーズの把握
  - ○市民委員による策定員会を設置し、計画案を策定
  - ○市長及び市議会議員の任期に合わせ4年ごとの ローリング方式による実効性の担保

写真 (市民参加)

(武蔵野市第五期長期計画・調整計画より抜粋)

# Ⅳ 市の文化をめぐる現状と課題

# 1 現状

### (1)利便性が高く、緑豊かなまち

本市は、首都圏の中で都区部の西に隣接し、面積10.98km 人口約14万5千人、約7万6千世帯を抱え、人口密度13,181.2<mark>人</mark>/km²と、極めて高密ながら良好な住宅地が広がる都市であり、吉祥寺・三鷹・武蔵境の3駅は、JRのほか私鉄や東京メトロも乗り入れており、JR中央線の上下線は通勤通学にも便利です。地形は相対的に平坦であり、市内全域を容易に行き来でき、都心に行くまでもなく、市内の大型店や魅力的な個人商店、文化・スポーツ施設などで、日々の生活を満喫することができます。

また、都立井の頭恩賜公園と都立小金井公園という大きな公園が東西に位置し、 それらを結んで流れている玉川上水や、千川上水があります。市域中央部には、都立 武蔵野中央公園や成蹊学園などの緑の拠点もあり、市民、事業者、市などが一体と なって、まちなかの緑を守り、育んできた自然を身近に感じられる緑豊かな都市でもあ ります。







## (2)特色のある3駅圏

武蔵境エリアは、鉄道の連続立体交差事業が完了 し、武蔵境駅の南北が一体となった周辺整備が行われ、大きく変化したエリアです。武蔵野プレイスが駅前にあり、市内外の多くの高校・大学に鉄道・バスがつながり、若い世代が駅周辺を行き交っています。

三鷹駅北口からつながるエリアは、駅からのバス便も 多く住宅街が広がる地域です。駅から武蔵野市民文 化会館へつながる「かたらいの道」(市民文化会館通り) は、「芸術鑑賞の余韻にひたりながら、同行者と駅まで 語り合う」ことをコンセプトにしています。また、市役所周





辺は中央図書館、クリーンセンター、総合体育館や都立武蔵野中央公園など、市民生活に必要な公共施設が集まっています。

吉祥寺駅エリアには、水や緑にあふれた都立井の頭 恩賜公園が駅から徒歩数分に位置しています。ハモニ カ横丁をはじめ個性的な小さな店と大型店が共存し、 ジャズなど音楽を楽しめる店や新刊・古書店、画廊など のアートスペースなどの店舗も多数存在しています。公 共施設では、吉祥寺図書館や吉祥寺シアターもあります。



## (3)多彩な文化関連施設

(公財)武蔵野文化事業団(以下「文化事業団」という。)が管理している施設として、吉祥寺シアター、武蔵野公会堂、吉祥寺美術館、市民文化会館、芸能劇場、かたらいの道市民スペース、武蔵野スイングホール、松露庵があります。武蔵野市は、他の自治体と比較しても早い時期から文化施設等の整備を行ってきました。大がかりな舞台機構を持ち、市民の文化活動の拠点でもある市民文化会館は、平成29年4月にリニューアルオープンしました。一方、もっとも早くに整備された公会堂は、すでに建築後50年を超え、バリアフリー面や現代のニーズへの対応からも課題を抱えています。

これまでも、吉祥寺シアターや吉祥寺図書館は、吉祥寺東部地区に「都市文化の発信エリア」というイメージを創出するための拠点としての位置づけを併せ持って設置された経緯もあるように、文化施設はまちづくりにおける重要な要素の一つとしても機能してきました。

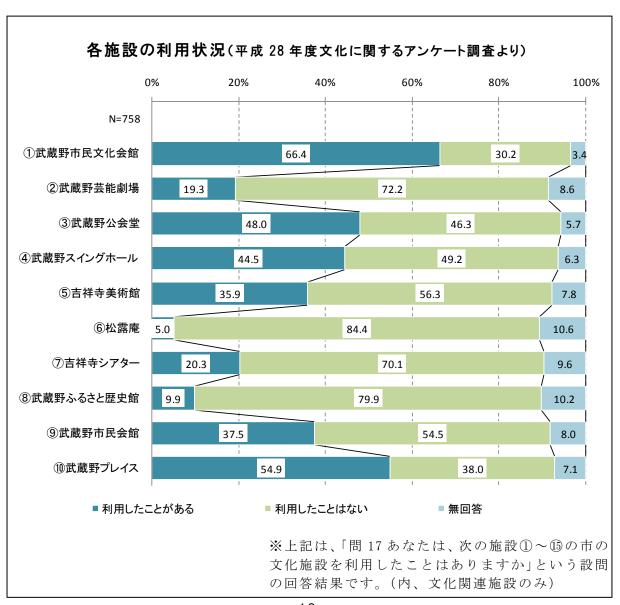
市内16のコミュニティ地区ごとに設置されているコミセンは、ピアノのある音楽室、広間や大会議室があるなど、各館ごとに規模や機能は異なっていますが、団体・個人を問わず無料で利用することができます。

社会教育の振興を図る目的で設置された市民会館も、音楽室や美術工芸室など市民による芸術文化活動が実践されています。武蔵野プレイスにおいても、生涯学習や市民活動という観点から、文化にかかわる様々な活動が行われています。

また、むさしのふるさと歴史館は歴史博物館と公文書館が併設されている全国でも 貴重な施設であり、市の歴史文化を次世代に伝える活動の拠点として、市民がまちの 歴史を知り、愛着を深める役割も担っています。

図表 2 文化施設等分布



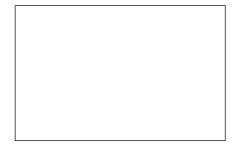


#### (4)市民活動を基軸とした文化

昭和46年のコミュニティ構想から具体化した、市民で管理運営するコミセンは、コミセンまつりなどの季節行事や市民の趣味活動を披露する催しや活動の拠点として、老若男女問わず集い交流をする場所として機能しています。

また、高齢者福祉や地域福祉の分野で取り組まれている、個人の住宅であった場所などを活用したテンミリオンハウスや住民同士のつながりづくりの場は、市民による市民のための憩いの場となっています。市内・近隣の大学の協力で提供されている武蔵野地域自由大学、いきいきセミナー等もあります。こうした場から、社会教育・生涯学習事業などから仲間づくりを進めたサークルなど、多くの市民が自らの文化活動に積極的に参加しています。

昭和63年10月に発足した武蔵野市民芸術文化協会は、142団体、3,359名(平成30年3月末現在)の会員が登録されており、市民芸術文化団体の活性化により、市民自らが主体的に参加できる芸術文化活動を促進しています。



#### (5)民間事業者による文化

武蔵野市には、吉祥寺を中心としてライブハウスが10か所程度あります。 キャパシ

ティの大きなところではスタンディングで500名を収容するSEATAから、小規模ながら歴史の長い曼荼羅など、様々なライブハウスが点在しています。

また、ライブハウスの経営者等と商店街がいっしょになり、長年、吉祥寺音楽祭を開催し、ゴールデンウィークにまちの賑わいをつくっています。そのほか、音楽に関するイベントでは、武蔵野スイングホールを会場とした武蔵境ジャズセッションが毎年開催されています。

また、武蔵野市には20か所を超えるほどのギャラリーやアートスペースが立地しています。「文化に関する市民アンケート調査」(平成28年度実施)でも、武





蔵野市の文化的な魅力となる場所として、特定の場所の名前が複数挙がりました。

映画に関しては吉祥寺バウスシアターが市外にも知られる映画館でしたが平成26年に閉館しました。現在は吉祥寺オデヲン、吉祥寺プラザがあり、平成30年にはアッ

プリンクが映画館を開業する予定です。一方、アニメーションを企画・制作する企業は株式会社タツノコプロやSTUDIO4℃をはじめ10社程度あり、市内に住む漫画家等も交えたアニメワンダーランドが例年開催されています。

さらに、書店・古本屋も多数立地しています。



# (6)文化行政の展開

市は、『市民に優れた芸術文化を提供し、市民 みずから行う芸術文化の創造活動を援助し、市 民の文化、福祉の向上を図り、地域社会の発展と 豊かな市民生活の形成に寄与すること』を目的に、 文化事業団を設立し、市民文化会館をはじめ順 次整備された8つの施設を管理しています。

文化事業団は、市民の自主的な芸術文化活動を促進する場として施設を貸し出すだけでなく、年間120本以上の自主事業を通じて質の高い芸術文化公演や美術展示等の提供に努めてきました。こうした活動により、武蔵野市では市内にいながら様々なジャンルの海外アーティストの公演を鑑賞し、市民が気軽に音楽を楽しめる機会を提供しており、クラシックファンを中心に、市民だけでなく遠方からの来場者も大勢います。

また、すべてのライフステージにおいて、市民一人 ひとりが自発的にスポーツや学習、交流等の生涯学 習活動に取り組めるような環境を整備し、生涯を通じ た健やかな心身の育成と地域社会の発展を推進す ることで潤いのある豊かな市民生活の形成に寄与す ることを目的に、(公財)武蔵野生涯学習振興事業 団(以下「生涯学習事業団」という。)を設立し、総合

#### 文化事業団の4つの事業

- ○市民文化の振興を図るための 文化事業の企画と実施
- ○地域文化の活性化を図るため、市民団体等の舞台芸術活動に対する援助
- ○武蔵野市から受託する文化施設の管理運営
- ○その他この法人の目的を達成 するために必要な事業

(定款より)

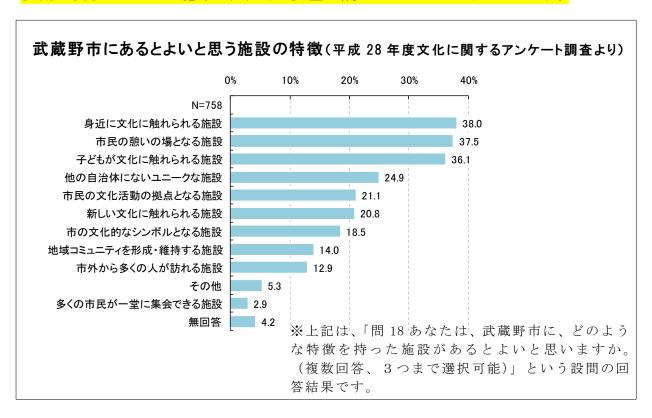
体育館をはじめとした体育施設や武蔵野プレイス等を管理しています。市民の健康増進やスポーツ活動の振興事業や、生涯学習事業を数多く展開しています。

# 2 課題

## (1)文化事業団の芸術文化事業についての評価と課題

文化事業団は、市民文化会館を中心に年間120本以上の自主企画事業を行い、独自招聘を行うなどし、比較的安価に鑑賞できることから、市内外から高く評価されてきました。割引や情報提供を行う友の会方式により、会員数は7000名を超え、都外からも多くの来場者があり、リピーターの多さは、これまでの事業に対する高い評価でもあります。

「文化に関する市民アンケート」では、「武蔵野市にあったらよいと思う施設」として、「身近に文化に触れられる施設」が最も多く選択されています。既に述べた通り、市内に多彩な文化関連施設が整備されているにも関わらず、既存の施設が果たしている役割や提供されている施策と、市民の要望に隔たりがあることを示しています。

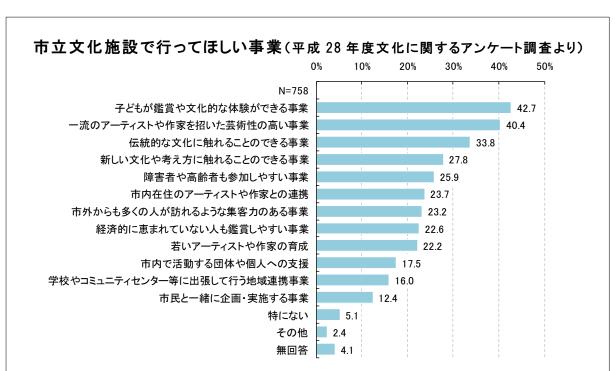


また、「文化的なまちであるために市の文化施設が行うとよい事業」として、「子どもが鑑賞や文化的な体験ができる事業」が最も多く選択されています。また、「武蔵野市が文化的なまちであるために必要なこと」や「武蔵野市にあったらよいと思う施設」という問いに対して、3割以上の方が「子どもが文化に触れ」られることや施設という選択肢を選んでいます。一方、60歳以上の方では、障害者や高齢者も参加しやすい事業を選択する方も多くなっています。

近年は、劇場法などの制定もあり、施設の役割、施設を管理する文化事業団に求められる役割は、大きく変わってきています。文化事業団でも、小学校に演奏家を派

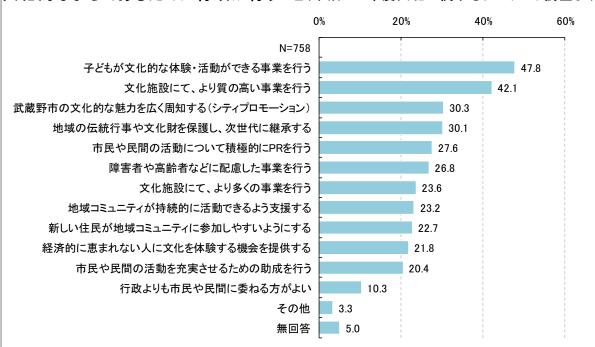
遣して演奏会やワークショップを行うなど、アウトリーチ事業にも取り組みが始まっています。

こうした取り組みをさらに進める等、鑑賞を中心とした事業展開に加え、市民誰もがまちなかなどで気軽に芸術文化に触れられる様々な事業を検討していく必要があります。



※上記は、「問 19 あなたが、武蔵野市が文化的なまちであるために市の文化施設で行ってほしいと思う事業は何ですか。(複数回答)」という設問の回答結果です。

# 文化的なまちであるために行政が行うこと(平成28年度文化に関するアンケート調査より)



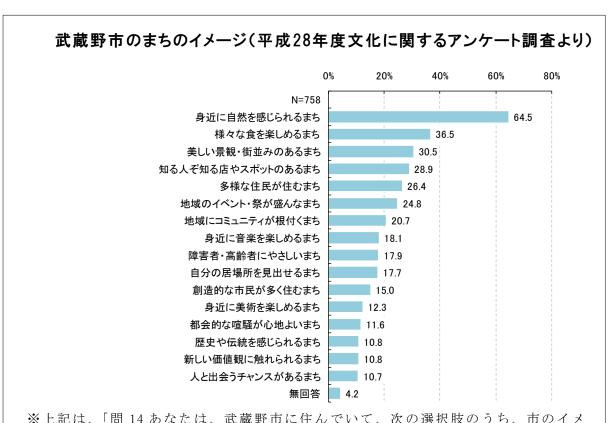
※上記は、「問 21 あなたが、武蔵野市が文化的なまちであるために行政が行うとよい と思うことは何ですか。(複数回答、3 つまで選択可能)」という設問の回答結果です。

## (2) まちの魅力の維持・向上

本市は、交通の至便性、自然環境、食を含めた商業地としての魅力、文化的多様性などの理由から、多くの人々を惹きつけ、アニメ、漫画、出版などのコンテンツ産業や、デザイン、古本屋、アーティスト、研究などを事業とする産業・事業者なども集積しています。住みたいまちとしても、訪れたいまちとしても高い評価を得ています。

「文化に関する市民アンケート」においても、市のイメージとして実感することとして、「身近に自然を感じられるまち」が特に多く、ついで「様々な食を楽しめるまち」、「美しい景観・街並みのあるまち」、「知る人ぞ知る店やスポットのあるまち」などが挙げられています。

また、「武蔵野市の文化的な魅力(場所・イベント・人物等)」を尋ねる自由記述式の質問では、特に井の頭恩賜公園が多く挙げられており、まちのイメージとも通じる結果となっています。その他、民間を含む文化施設や、市内在住の著名人等が多数挙げられています。



※上記は、「問 14 あなたは、武蔵野市に住んでいて、次の選択肢のうち、市のイメージとして実感することはありますか。(複数回答)」という設問の回答結果です。

現在の魅力あるまちとしてのイメージを将来的にも維持し、さらに魅力を向上していくための取り組みとして、文化の活用は重要です。これまで人々を惹きつけてきたのは、市民や民間事業者などにより形づくられてきた、文化的とも呼ばれる武蔵野市の魅力であり、その魅力を高めていくための芸術文化の活用の方向性を検討していかなければなりません。

## (3)施設の老朽化と新たな機能の必要性

本市の文化施設は、昭和39年に開館した公会堂をはじめ、開館から長い年月が経過しており、多くの施設が老朽化の問題を抱えているとともに、施設に求められる利用者や社会のニーズも変化しており、各施設が設立当初から備えている機能だけでは社会の変化に必ずしも対応できていません。

しかし、文化施設がまちづくりの中で担う役割は大きいことから、老朽化や利用者ニーズへの対応は、施設単独で検討することは困難であり、まちづくりと一体で考えていく必要があります。

今後のまちづくりのためにも、現在及び将来の公立文化施設にどのような機能が求められるのかを整理しておく必要があります。

図表 本方針の期間内に築 50 年を超過する主な市施設一覧

# V 基本方針の目標と基本的な考え方

# 1 目標

基本方針を推進し、文化を振興することによって目指すまちのあり方を次のように考えます。

# いつでも どこでも 文化にふれられ 市民が 心豊かに くらせるまち

# 2 基本的な考え方

## ~芸術文化に等しくふれられる機会と環境~

○芸術文化は、スポーツや知的学習活動等と同様に、個人で楽しんだり、新たな取り 組みへの意欲を高めたり、生活に取り入れることで心を豊かにしてくれる選択肢の一 つです。文化はその活動を通じて、感動や共感も含め、人や社会とのつながりを実 感することができます。本方針では、芸術文化を、他の様々な活動と同様に、分け 隔てなく広く市民に開いていくことを考えます。

#### ~文化の波及効果~

○武蔵野市第五期長期計画・調整計画において、『文化は一人ひとりの心の豊かさや創造性をはぐくむと同時に、地域のつながりを強めるときに力を発揮する。また、文化は都市の魅力を高め、これからの産業の振興を図るうえで重要な要素であり、市民活動、生涯学習、福祉、教育、産業、まちづくり等様々な分野と関連する。』とされています。既存の施策や施設に文化的な要素や視点を取り入れることで、施策や施設に対する見方が変わって、新しい可能性を生んだり、常とは異なる人同士のつながりが生まれることが期待されます。本方針では、文化的な要素や視点を他の様々な分野においても取り入れることによって、既存の手法や対象を広げたり、新しいことを発見していくことを考えます。

#### ~文化施設に求められる要素や機能~

〇武蔵野市公共施設等総合管理計画では、類型別方針の中で、『劇場・ホール・文化・集会施設』については、『施設用途上求められる立地による利便性や利用状況等も勘案の上で、劇場・ホール・文化・集会機能の三層構造上のあり方や役割分担を検討する。』と示されています。本方針では、文化振興の観点から、これからの公立文化施設に求められる要素や機能について考えます。

# Ⅵ 5つの方針

文化振興によって目指すまちのあり方を実現するため、取り組むべき文化振興の方向性について、5つの方針にまとめ、推進していきます。

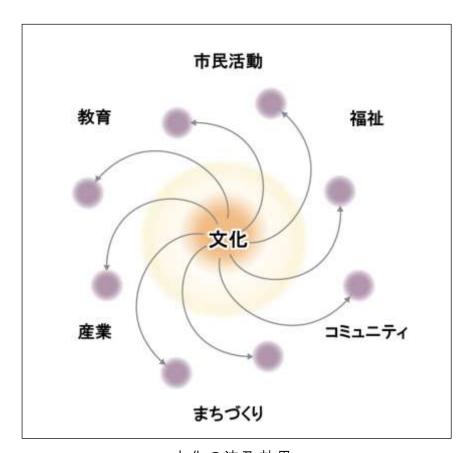
方針1 誰もが芸術文化を享受できる機会をつくります

方針2 芸術文化を身近に体験、活動、交流できる環境をつくります

方針3 武蔵野市の魅力を考える機会を提供します

方針4 地域の文化資源を活用し、それを活かすまちにします

方針5 市民、民間企業、NPO、専門家、行政等の連携の在り方に ついて検討します



文化の波及効果

# 方針1 誰もが芸術文化 を享受できる機 会をつくります

- ○文化芸術基本法では、基本理念において「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることを鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。」と記されています。
- ○本方針においても、同様の考えの下、様々なハードルがあり、一人ではアクセスが困難な子どもや高齢者、障害者に加え、経済的な状況にかかわらず、芸術文化を享受できる機会を増やします。
- ○「文化に関する市民アンケート」において、武蔵野市にとって必要なこととして、複数の項目で子どもが文化的な体験・活動ができる事業の実施などが選択されていることから、特に子どもたちには、アウトリーチ事業などを通じて、芸術文化を享受できる機会をつくります。

#### 【主な取り組み例】

- ○子どもや高齢者等に向けた事業展開
- ○学校や福祉施設等へのアウトリーチ事業

方針2 芸術文化を身近 に体験、活動、 交流できる環境 をつくります

- ○武蔵野市においては、文化事業団の公演を中心に、様々な鑑賞の機会が提供されてきました。一方、文化を取り巻く社会の変化や要請により、文化事業団が従来行ってきた鑑賞中心の事業だけでなく、市民自らが体験・創造する機会の提供への進化も求められています。
- ○100年ライフと言われている現代社会を生きていく子どもたちにとって、スキルや知識、健康・友人関係等と同様に、大きな変化に対応していける能力を養っていくことが必要です。日々の生活の中から芸術文化を体験し、質の高い芸術文化作品に直接ふれることだけでなく、子どもたちが自由な創造性を自ら育てていけるような、様々な環境をつくります。
- ○特に文化施設については、劇場法において『地域コミュニティの創造と再生』への寄与が期待されるなど、求められる役割が変化するとともに、その期待も大きくなっています。本市においても、文化施設にそのような役割が今後期待されることから、既存施設の位置づけの再確認や使われ方の見直しにより、市民が自発的に、かつ自由に体験・活動できる環境をつくります。

#### 【主な取り組み例】

- ○既存施設の位置づけの再確認や使われ方の見直し
- ○市民の体験・活動の環境づくり

# 吉祥寺シアターにおける演劇・ダンスワークショップ

吉祥寺シアターでは、劇団の主宰者、俳優・女優、作家等を講師に迎えた演劇ワークショップや、ダンサーによるダンスワークショップを実施しています。

吉祥寺シアター演劇部は、平成 23 年度から始めた事業です。平成 28 年度は、中学生・高校生が劇作家・演出家の下、演劇をつくり、発表公演を行いました。

吉祥寺シアターダンス部は、平成 24 年度から始めた事業です。平成 28 年度は小学3~6年生がダンサー・振付師といっしょにダンスをつくり、発表公演を行いました。

写真(ダンスワークショップ)

# 方針3 武蔵野市の魅力 を考える機会を 提供します

- ○武蔵野市の魅力は、市民生活全般にかかわる有形無形の活動の集積である市民文化、そして住宅・商業施設・緑地や伝統と若者文化など、質の異なるものが共存する都市文化であり、多くの人々を惹きつけてきました。
- ○芸術文化については、市民文化と都市文化の双方のなかで育まれ、市民が触れ、まちに人を惹きつける魅力となってきました。芸術文化協会の活動に加え、行政においては文化事業団が質の高い芸術文化に接する機会を提供してきました。
- ○このように武蔵野市には、<mark>多様な主体によってつくり上げられてきた</mark>様々な魅力があります。その魅力がこれからも人を惹きつけ続けるためには、武蔵野市民が魅力を知り、考えることが大切です。 そこで、市が持っている魅力について、市民や行政が語り合い、考える、継続的な機会の持ち方を検討し、提供します。

## 【主な取り組み例】

○市の魅力を考える継続的な機会の提案

# 方針4 地域の文化資源 を活用し、それを 活かすまちにしま す

- ○多くの人々を惹きつけてきた武蔵野市のまちの大きな魅力は、多様なものを受け入れる市民の寛容な感性がつくりあげてきたとも言えます。これまで市は、まちのブランドイメージに安んじてきた感が否めません。
- ○今後は、そういったまちの魅力を地域の文化資源として とらえ、文化資源とつながることで、まちにある芸術文化 を様々なチャンネルやネットワークを使い、その魅力を発 信し、まちの活性化につなげていくことが求められます。
- ○市内では数多くの方が芸術文化の分野で活動されており、それらの方の活動と連携を進める中で、市内の芸術 文化活動の記録を残していく方法を検討していきます。

### 【主な取り組み例】

○文化施設以外の公共施設や公共空間を活用した事業

## 武蔵野プレイスにおけるワークショップ

武蔵野プレイスでは、プレイス・アート・プロジェクト(PAP)として、毎年、様々なアートイベントを開催しています。

平成 29 年度は、アーツカウンシル東京と一般社団法人Ongoingとの共催で、 リアリー・リアリー・フリーマーケット(お金を介さないフリーマーケットと特別展示など) を開催しています。

写真(PAPの様子)

# 武蔵野クリーンセンターにおける展示・ワークショップ

クリーンセンターでは、平成 30 年度に、美術家・藤浩志氏による「「廃材コレクション展 ~ あつめる ならべる ~ 廃材から生まれるさまざまな活動」を開催しています。

廃材を使ったアート作品を展示したほか、廃材をつかったものづくりワークショップを開催し、アートと廃材を組み合わせ、ごみやリサイクルを考える機会をつくりました。



# 方針5 市民、民間企業、 NPO、専門家、行 政等の連携の在り 方について検討し ます

- ○これまでも、多様な主体が、様々な事業を展開してきており、それぞれが武蔵野市の魅力の要素を担ってきました。これからも市の魅力を維持し高めていくためには、今後も、その様々な主体が、連携し、ネットワーク化を図ることが必要です。
- ○また、文化と産業などの他分野がコラボすることで、まち のブランド力の向上や、既存のまちの魅力に新たな価 値が付与される可能性があります。
- ○それには、様々な主体をつなぐ機能となる文化的ハブの 見える化を検討するとともに、横断的・自律的・持続的 な連携の体制を考えていきます。連携には、情報共有 や組織化など、目的に応じた手法があります。今後どの ように連携していくことがまちの魅力を高めていくことにつ ながるか、連携の方法について検討していきます。
- ○その検討のなかで、文化事業団についても、市民や民間事業者と連携した事業の実施形態なども検討していきます。

### 【主な取り組み例】

- ○様々な主体をつなぐ文化的ハブの見える化
- ○文化事業団と市民・民間事業者が連携した事業

## 武蔵野アール・ブリュット 2017

アートを通して障害のある方などへの理解を深め、多様性を大切にする地域づくりを進める取り組みとして、武蔵野アール・ブリュット実行委員会により、公募による作品展示が吉祥寺美術館等で開催されました。



# Ⅲ 方針の推進にあたって

### (1)連携のための体制作り

文化の振興による教育、福祉、まちづくり、観光、産業等様々な分野への波及効果の活用が挙げられており、庁内全体で一体的に取り組んでいく必要があります。

そのため、芸術文化に関わりの深い市民活動推進課、生涯学習スポーツ課、文化事業団が中心となり、方針の中間期の評価に向けて、庁内外での基本方針の共有・浸透や庁内で実施している文化的な要素を持った事業の情報収集・蓄積などを行うワーキングチームを設置し、様々な分野と連携していくための体制を構築していきます。

武蔵野市の文化は、行政だけでなく、多様な関係者によって、作り上げられてきたものであり、今後も文化振興を推進していくためには、多様な関係者とさらに連携していくことが必要です。地域で活動している様々な人や団体の情報を集めることからも、つながりを深めていきます。

## (2)文化事業団の機能の拡充

文化事業団は「市民に優れた芸術文化を提供し、市民みずから行う芸術文化の 創造活動を援助し、市民の文化、福祉の向上を図り、地域社会の発展と豊かな市民 生活の形成に寄与すること」を目的として設立され、本市における芸術文化の提供と いう点において、重要な役割を担ってきました。

そして、今後本方針を推進していくにあたり、拠点となる文化施設を管理し、芸術文化事業の多くを実施してきた文化事業団が果たすべき役割は大きくなります。

従来の公演事業の実施に加えて、市民に対する事業の実施や文化施設としての新たな役割を担う事業の検討・実施など、団体としての機能を拡充していく必要があります。既に、第五期長期計画・調整計画に示されている、生涯学習事業団との統合を含め、期待される役割を担っていける体制づくりを行っていきます。それにより、団体同士の相互作用が生まれ、新たな魅力や新たな事業の発想が生まれることが期待されます。

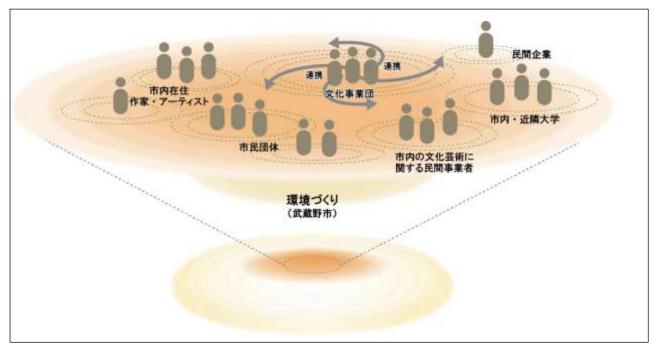
# (3)これからの文化施設が担うべき役割に向けた展開

本市では、市民文化会館を中心に、優れた芸術文化を鑑賞する施設や機会を充実させてきました。さらに市民の自主的な活動のために、これらの施設を活動の場として貸し出すことによって支援を行ってきました。

今後、老朽化等により、駅前に配置されている文化施設などの再整備を考える際には、それぞれの方針で示されている必要な文化的要素に考慮するとともに、そのエリ

アの中で文化施設が発揮すべき多様な機能·役割も含めて考えていく必要があります。

また、本方針で示された公立文化施設に必要な要素については、類型別施設整備計画において、各施設に組み込んでいきます。本方針を受けて、施設ごとの設置経緯、現状、課題の分析、そこで行われている事業のレビューなどを行った上で、市全域や駅勢圏といった三層構造の考え方に基づいた施設の目指すべき将来像を定めます。



本方針の推進による文化振興のイメージ

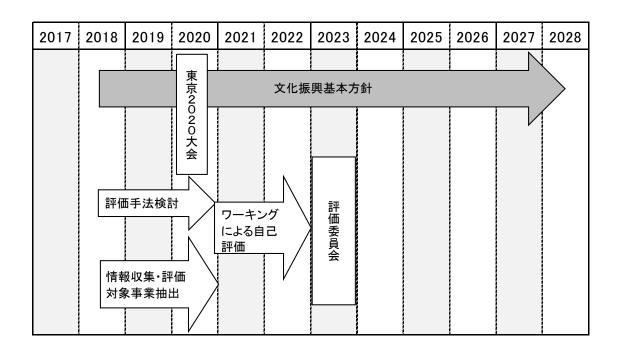
#### (4)方針に照らした事業等の評価について

ワーキングを発足し、5つの方針を評価の基軸とする評価手法について研究・検討し、東京2020大会に向け様々な文化プログラムが進められていますが、こうした事業も含めて、評価の試行を行います。方針の中間年となる2023年に向けて評価委員会を設置し、計画前期の市が関与する文化事業から抽出した事業が5つの方針を推進しているかどうかを評価します。その評価を基に、後半期の方針推進についてより



5つの方針による評価のイメージ

効果的な事業や体制を検討するとともに、方針の改訂につなげていきます。



合わせて、基本方針を推進していくうえでは、文化振興のあり方について、常に考え続けていくことが必要です。そのため、本市の文化振興のあり方について、市民の皆さんと一緒に考える機会を作り続けていきます。